

意見書案第 4 号

働く者の健康確保と多様で柔軟な働き方及び生産性向上の推進に関する意見書案を提出するについて

宇治市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により、見出しの議案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 10 月 14 日提出

提出者 宇治市議会議員 堀 明 人

同 中 村 麻伊子

同 松 峯 茂

同 岡 本 里 美

宇治市議会議長 木 本 裕 章 様

働く者の健康確保と多様で柔軟な働き方及び生産性向上の推進に関する意見書

国においては、「働き方改革」関連法に基づき、長時間労働の是正や働く者の健康確保を進めるとともに、多様で柔軟な働き方の実現や企業の実産性向上に向けた取組が進められている。

一方、人口減少や少子高齢化による人手不足、産業構造の変化、デジタル化・AIの進展、働く者の価値観や生活事情の多様化など、我が国の労働環境は大きく変化している。

こうした変化に対応し、持続可能な地域社会と活力ある経済を実現するためには、働く者の健康と安全を確保しながら、一人ひとりの希望に応じた働き方を尊重するとともに、生産性向上の成果を賃金・処遇の改善と企業の持続的な成長につなげていくことが重要である。

特に、地域の雇用を支える中小企業・小規模事業者においては、人手不足への対応、生産性向上及び働きやすい職場環境の整備を一体的に進める必要があり、業種や企業規模、地域の実情に応じた支援が重要となる。

本市議会は、これまでの国の取組の趣旨を共有するとともに、施策の成果が地域の働く者や事業者に広く行き届くよう、地方の立場からその推進の後押を行っているものである。

よって、国におかれては、労使双方の意見と現場の実情を踏まえ、下記事項について、引き続き着実に推進されるよう要望する。

記

1. 働く者の健康と安全及び休息・生活時間の確保

長時間労働の是正、過労死等の防止及びメンタルヘルス対策を引き続き推進するとともに、労働時間の適正な把握・管理や勤務時間インターバルの導入促進など、十分な休息と生活時間の確保に向けた取組を進めること。

連続勤務の在り方や勤務時間外の業務連絡への対応については、業種・職種の特性や労使双方の実情を踏まえ、実効性のある方策について検討を進めること。

2. 本人の希望を尊重した多様で柔軟な働き方の推進

テレワーク、副業・兼業、選択的週休3日制など、一人ひとりの希望や育児・介護等の事情に応じた多様で柔軟な働き方を引き続き推進すること。

労働時間制度の在り方については、健康確保、長時間労働の防止及び適切な処遇等の濫用防止措置を前提として、働く者の意向を尊重し、業種・職種、企業規模、地域の実情及び制度の利用実態を踏まえた議論を進めること。

3. 生産性向上と中小企業・小規模事業者への支援の推進

デジタル化・AIの活用、省力化投資、業務改善及び人材育成への支援を引き続き推進し、生産性向上の成果が長時間労働の是正、賃金・処遇の改善及び企業の持続的な成長につながる環境づくりを進めること。

その際、中小企業・小規模事業者に過度な負担が生じることのないよう現場の実情に配慮するとともに、既存の助成制度等の周知と利用しやすさの向上を図り、相談・

専門家による伴走支援等を通じて、地域の事業者の取組を後押しすること。

4. 適切な監督指導と労使の自主的な改善への支援

働く者が安心して働ける環境を支えるため、労働関係法令に基づく適切な監督指導を引き続き行い、重大・悪質な法令違反には厳正に対処すること。

あわせて、法令の範囲内で労使の自主的な協議と合意を尊重し、現場の実情に応じた相談支援や分かりやすい制度の周知を通じて、適正な労務管理と職場環境の改善を後押しすること。

5. 公労使による丁寧な議論を通じた施策の推進

労働政策の見直しに当たっては、労働政策審議会等における公労使三者による議論を引き続き重視し、中小企業・小規模事業者や多様な働き方をする者を含む幅広い当事者の意見及び客観的なデータを踏まえ、丁寧な合意形成に努めながら、時代の変化に対応した施策を着実に進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年10月 日

京都府宇治市議会議長 木 本 裕 章

衆 議 院 議 長	森	英 介	様
参 議 院 議 長	関 口	昌 一	様
内 閣 総 理 大 臣	高 市	早 苗	様
厚 生 労 働 大 臣	上 野	賢 一 郎	様